法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人渡部尚は願により公証人を免ぜられた。

津熊貢雄は公証人に任命され、東京法務局所属公証人渡部尚の後任を命ぜられた。（以上四月二十三日）（法務省）

国家試験

平成24年度土地家屋調査士試験に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第６条の規定に基づき、平成24年度における土地家屋調査士試験を次のとおり行う。

平成24年５月２日　　法務大臣　小川　敏夫

1　受験資格

年令、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　平成24年８月19日（日曜日）

口述試験　平成24年11月５日（月曜日）

3　試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

⑴　民法に関する知識

⑵　登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

⑶　土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア　平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）

イ　作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

⑷　その他土地家屋調査士法第３条第１項第１号から第６号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　　間	試験の内容
午前の部	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	上記３の⑶
午後の部	午後１時00分から午後３時30分までの２時間30分	上記３の⑴、⑵及び⑷

イ　午前の部の試験（以下「測量の試験」という。）及び午後の部の試験（以下「表示に関する登記の試験」という。）とも、多肢択一式及び記述式により実施する。

なお、測量の試験及び表示に関する登記の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑵　口述試験

筆記試験に合格した者につき、上記３の⑴、⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑶　筆記試験一部免除者

①測量士若しくは測量士補又は一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者、②測量の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験合格者を除く。以下「認定者」という。）、③前々回以前の筆記試験合格者については、筆記試験のうち測量の試験を免除する。

⑷　筆記試験免除申請者

平成23年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者については、今回の土地家屋調査士試験の筆記試験を免除する。

⑸　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成24年４月１日（日曜日）現在において施行されているものとする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）又は那覇地方法務局が指定する場所

⑵　口述試験

筆記試験受験者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局（那覇地方法務局が指定する場所で筆記試験を受験した者については、福岡法務局）が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験地を管轄する法務局が指定する場所

6　受験申請受付期間

平成24年５月28日（月曜日）から同年６月８日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、平成24年６月８日までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

那覇地方法務局が指定する場所を受験地とする者については、同地方法務局の総務課

それ以外の者については、受験地を管轄する法務局又は当該法務局の管区内にある地方法務局の総務課

8　受験手数料

7,200円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他受験の申請に必要な書類の用紙は、平成24年５月２日（水曜日）から各法務局及び地方法務局において交付する。

なお、郵便をもって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

平成24年10月24日（水曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内地方法務局において、それぞれ筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲示するほか、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載する。

なお、認定者については、その申請により、次回（平成25年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の試験が免除される。

11　最終合格者の発表

平成24年11月27日（火曜日）の午後４時に、那覇地方法務局が指定する受験地で筆記試験を受験した者については、同地方法務局において、それ以外の者については、筆記試験の受験地を管轄する法務局及び当該法務局の管区内地方法務局において、それぞれ最終合格者の受験番号及び氏名を掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、同年12月14日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、土地家屋調査士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請により、次回（平成25年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及び次々回（平成26年度）以降の土地家屋調査士試験における測量の筆記試験が免除される。

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月二十七日（金）

○一般案件

一　地域再生基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

一　学校安全の推進に関する計画について（決定）（文部科学省）

一　環境基本計画の変更について（決定）（環境省）

○国会提出案件（抜粋）

一　「平成二十三年度森林及び林業の動向」及び「平成二十四年度森林及び林業施策」について（決定）（農林水産省）

一　「平成二十三年度中小企業の動向」及び「平成二十四年度中小企業施策」について（決定）（経済産業省）

公　　告

諸　事　項

工場財団

福島県会津若松市河東町工業団地１番地１**株式会社グリーン発電会津**の同所同番地１株式会社グリーン発電会津河東発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年５月２日

福島地方法務局若松支局